

報告事項 1（意見聴取）

令和 2 年 9 月 定例府議会提出予定の追加議案について

令和 2 年 9 月 定例府議会に提出予定の、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案及び条例案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

令和 2 年 11 月 10 日

大阪府教育委員会

○事件議決案

- 1 指定管理者の指定の件（教育委員会所管施設）

○条例案

- 1 大阪府立学校条例一部改正の件

<参考>

○今後の予定

- | | |
|-------------|---|
| 11 月 11 日以降 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく知事からの意見聴取 |
| 11 月 19 日 | 意見聴取に対する回答期限 |
| 11 月 20 日 | 9 月 定例府議会本会議開会（追加議案上程） |

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○事件議決案

| 番号 | 件名 | 概要 |
|----|-----------------------|--|
| 1 | 指定管理者の指定の件(教育委員会所管施設) | (1) 大阪府立漕艇センター 指定期間 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで 指定する団体 一般社団法人大阪ボート協会 |
| | | (2) 大阪府立臨海スポーツセンター 指定期間 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで 指定する団体 南海ビルサービス株式会社 |
| | | (3) 大阪府立体育会館 指定期間 令和3年4月1日から 令和13年3月31日まで 指定する団体 シンコースポーツ・NTTグループ |
| | | (4) 大阪府立中之島図書館 指定期間 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで 指定する団体 ShoPro・長谷工・TRC共同事業体 |

○条例案

| 番号 | 件名 | 概要 |
|----|----------------|---|
| 1 | 大阪府立学校条例一部改正の件 | 大阪市立学校の府への移管により、大阪府立咲くやこの花中学校及び大阪府立水都国際中学校並びに大阪府立桜宮高等学校ほか21校を設置する。 施行日：規則で定める日 |

第 号議案

指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、教育委員会の所管する公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年11月 日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

1 大阪府立漕艇センター

指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

指定する団体 住所 大阪市北区天満二丁目3番5号山本ビル201号

名称 一般社団法人大阪ボート協会

2 大阪府立臨海スポーツセンター

指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

指定する団体 住所 大阪市中央区難波五丁目1番60号

名称 南海ビルサービス株式会社

3 大阪府立体育会館

指 定 期 間 令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

指定する団体 住所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号

名称 シンコースポーツ・NTTグループ

4 大阪府立中之島図書館

指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

指定する団体 住所 東京都千代田区神田神保町二丁目30番地

名称 S h o P r o ・ 長谷工 ・ T R C 共同事業体

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---------------|---------------|---------------|-----|
| 別表第一（第二条の二関係） | | 別表第一（第二条の二関係） | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| 大阪府立咲くやこの花中学校 | 大阪市此花区西九条六丁目 | | |
| 大阪府立水都国際中学校 | 大阪市住之江区南港中二丁目 | | |
| 大阪府立富田林中学校 | (略) | 大阪府立富田林中学校 | (略) |
| 別表第一（第三条関係） | | | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| 大阪府立旭高等学校 | (略) | 大阪府立旭高等学校 | (略) |
| 大阪府立桜宮高等学校 | 大阪市都島区毛馬町五丁目 | | |
| 大阪府立東高等学校 | 大阪市都島区東野田町四丁目 | | |
| 大阪府立茨田高等学校 | (略) | 大阪府立茨田高等学校 | (略) |
| 大阪府立汎愛高等学校 | 大阪市鶴見区今津中二丁目 | | |
| 大阪府立いちりつ高等学校 | 枚方市北中振二丁目 | | |
| 大阪府立枚方津田高等学校 | (略) | 大阪府立枚方津田高等学校 | (略) |
| 大阪府立農芸高等学校 | (略) | 大阪府立農芸高等学校 | (略) |
| 大阪府立東淀工業高等学校 | 大阪市淀川区加島一丁目 | | |
| 大阪府立淀川工科高等学校 | (略) | 大阪府立淀川工科高等学校 | (略) |
| 大阪府立都島工業高等学校 | 大阪市都島区善源寺町一丁目 | | |
| 大阪府立西野田工科高等学校 | (略) | 大阪府立西野田工科高等学校 | (略) |
| 大阪府立泉尾工業高等学校 | 大阪市大正区泉尾五丁目 | | |
| 大阪府立生野工業高等学校 | 大阪市生野区生野東二丁目 | | |
| 大阪府立今宮工科高等学校 | (略) | 大阪府立今宮工科高等学校 | (略) |

| | | | |
|----------------------|---------------|-----|---------------|
| 大阪府立工芸高等学校 | 大阪市阿倍野区文の里一丁目 | (略) | 備考 (略) |
| 大阪府立佐野工科高等学校 | (略) | (略) | 大阪府立佐野工科高等学校 |
| 大阪府立淀商業高等学校 | 大阪市西淀川区野里三丁目 | (略) | (略) |
| 大阪府立鶴見商業高等学校 | 大阪市鶴見区緑二丁目 | (略) | (略) |
| 大阪府立大阪ビジネスフロンティア高等学校 | 大阪市天王寺区烏ヶ辻二丁目 | (略) | (略) |
| 大阪府立住吉商業高等学校 | 大阪市住之江区御崎七丁目 | (略) | (略) |
| 大阪府立港南造形高等学校 | (略) | (略) | 大阪府立港南造形高等学校 |
| 大阪府立水都国際高等学校 | 大阪市住之江区南港中二丁目 | (略) | (略) |
| 大阪府立南高等学校 | 大阪市中央区谷町六丁目 | (略) | (略) |
| 大阪府立西高等学校 | 大阪市西区北堀江四丁目 | (略) | (略) |
| 大阪府立桜和高等学校 | 大阪市北区松ヶ枝町 | (略) | (略) |
| 大阪府立成城高等学校 | (略) | (略) | 大阪府立成城高等学校 |
| 大阪府立扇町総合高等学校 | 大阪市北区松ヶ枝町 | (略) | (略) |
| 大阪府立咲くやこの花高等学校 | 大阪市此花区西九条六丁目 | (略) | (略) |
| 大阪府立大阪わかば高等学校 | (略) | (略) | 大阪府立大阪わかば高等学校 |
| 大阪府立中央高等学校 | 大阪市中央区釣鐘町一丁目 | (略) | (略) |
| 大阪府立都島第二工業高等学校 | 大阪市都島区善源寺町一丁目 | (略) | (略) |
| 大阪府立第二工芸高等学校 | 大阪市阿倍野区文の里一丁目 | (略) | (略) |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。
 (経過措置)

- 2 この条例の規定により新たに設置される大阪府立高等学校に対する大阪府立学校条例第二条第二項の規定の適用については、同項中「入学」とあるのは、「大阪府立学校条例の一部を改正する条例(令和二年大阪府条例第●号)の施行の日の属する年度の翌年度以降に、入学」とする。